

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 27 年 4 月 10 日

第 61 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

平成 28 年 1 月から

社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要に

マイナンバー制度は、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現を目的としています。平成27年10月以降に、国民ひとりひとりに12桁のマイナンバー(個人番号)が通知され、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで、マイナンバーが利用可能となります。

マイナンバーは様々な場面で利用

マイナンバーは、毎年6月の児童手当の現況届、雇用保険・健康保険・年金の手続き、源泉徴収など税金の手続きの際に、告知が必要となり、一生使うことになります。そして、平成29年1月からは、情報提供ネットワークシステムが運用を開始し、各種の手続きの際に添付書類が必要なくなります。

民間事業者でのマイナンバーの取扱い

民間事業者も、源泉徴収票や支払調書の作成、健康保険・厚生年金・雇用保険の被保険者資格の取得届の作成の際に、マイナンバーを取扱うことになります。

税務関係では、申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に、番号を記載します。社会保険関係では、平成28年1月から雇用保険被保険者資格取得届、平成29年1月から健康保険被保険者資格取得届・厚生年金保険被保険者資格取得届の作成などで、番号を記載します。したがって、これらの様式は、個人番号の記載欄が必要なため、様式が変更されます。

従業員からマイナンバーを取得するとき
事業主が従業員などからマイナンバーを取得すると

きは、①利用目的を明示し、②本人確認(番号確認と身元確認)が必要です。

番号の確認は、個人番号の通知カード又は番号付き住民票で行い、身元確認は、運転免許証又はパスポートで行います。なお、雇用関係にあるなど、人違いでないと個人番号利用事務実施者が認める時は、身元確認書類は要しません。

また、従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合は、事業所が扶養親族の本人確認をする必要があります。

扶養親族の本人確認必要		扶養親族の本人確認不要	
国民年金第3号被保険者の届出 → 事業者への提出義務者は第3号被保険者で、従業員は代理人		扶養控除等申告書の提出 → 事業者への提出義務者は従業員	
本人確認の必要性		本人確認の必要性	
○ 従業員のマイナンバー	○ 扶養用親族のマイナンバー	○ 従業員のマイナンバー	× 扶養用親族のマイナンバー

マイナンバーの利用・提供・収集の制限

マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。そして、社会保障及び税に関する手続き書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

また、マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先に、も安全管理措置が必要になります。

(裏面へ)



セカンド・ライフに向けて 19

七、いざというときのために

2. 葬式、お墓そして遺言

(2) お墓

生前に自分のお墓を用意しておくことも、必要です。墓地やお墓の種類はまさに様々で、十分な時間を掛けて検討すべきです。

墓地の種類 : 寺院、公営、民営など

お墓の種類 : 家の墓、永代供養、納骨堂、手元供養など

仏壇、位牌

(3) 遺言

エンディングノートと共に、自分自身の意思を明確に示すために、生前に「遺言」を用意することも考えておくべきです。次のような方は、“争続”を避けるために、是非検討すべきです。

- 相続人が多い人、又は相続人がいない人
- 奥さんに財産を残したい人
- 他に兄弟がおり、自分の親の身の回りことを、奥さんに面倒を見てもらっている人

(4) 遺言の種類

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法等	本人が遺言の全文、日付、氏名などを自書し、押印(認印・拇印も可)。ワープロなどは不可。	本人が公証人に口述したものを、公証人が筆記し、本人・証人・公証人が署名押印して作成。	本人が遺言書を作成し、証書に自書押印、封印した後、証人と公証人の前で住所氏名を記入し、公証人が日付などを書いて作成。ワープロ、代書も可。
証人	不要	証人2人以上	証人2人以上
検認	必要	不要	必要
特徴	作成が容易。遺言の存在や内容を秘密にできる。偽造・変造の危険がある。様式不備で無効となる可能性がある。	安全確実で、変造などの危険性がない。作成手続きが煩雑。遺言の存在や内容を、秘密にできない。	遺言の存在を明確にして、内容を秘密にできる。偽造・変造の危険がない。手続きが煩雑。

費用	認証費用として11,000円。その内容を公正証書にした場合の手数料の半額が、11,000円を下回る場合は、その下回る金額。	100万円以下 5,000円 100～200万円以下 7,000円 200～500万円以下 11,000円 500～1000万円以下 17,000円 1000～3000万円以下 23,000円	定額で、11,000円。 3000～5000万円以下 29,000円 5000万円～1億円以下 43,000円

(セカンド・ライフに向けて、終了)

事務所からひとこと



私は、幕末の歴史が好きです。ペリー来航という事態の中で、西欧列強の侵略から何としても日本を守るため、立場の違いはあれ、己の信ずる道をまさに命がけて切り開こうとする姿に、心動かされるからです。

3月15日、霊山歴史館の木村学芸課長の案内付きで、『新撰組と長州藩士の幕末京都』に参加しました。

工程は、9:00 八条口出発→光祿寺(新撰組隊士の墓)→旧前川邸(古高俊太郎を拷問した土蔵の特別公開、写真撮影不可)→壬生寺(近藤勇の胸像など)→島原大門→角屋(久坂玄瑞密議の地)→輪違屋(太夫を抱える置屋兼お茶屋)→島原歌舞練場跡碑→島原西門跡碑→島原住吉神社→蛤御門→堺町御門(禁門の変激戦地)→京都霊山護国神社(坂本龍馬・中岡慎太郎・久坂玄瑞・高杉晋作などの墓)→霊山歴史館(特別展「松陰と松下村塾」の解説と鑑賞)→18:30 京都駅解散。

疲れましたが、木村課長の解説もあり、幕末の息吹を十二分に感じた一日でした。